

# 北海道 B.M.C. 会則

## 第一章 総則

### 第1条(名称)

本会は 北海道バンケット・マネージャーズ・コンファレンス  
略称(北海道 B.M.C.)「北海道宴会支配人協議会」と称する。  
尚、本会は「全国 B.M.C.」(全国12地区)に所属する。

### 第2条(事務局)

本会の事務局は会長又は会員の所属する事業所に置く。

### 第3条(目的)

1. 本会は会員ホテル相互の情報交換を密にする事により、料飲に関するあらゆる分野の運営業務の改善及び向上を図り、よってホテル業界の発展に寄与することを目的とする。
2. 本会は全国B.M.C.の組織と連繋する。

### 第4条(事業)

本会は前条の目的を達成するため次の各号に定める事業を行う。

1. 料飲業務に関する情報交換。
2. 料飲業務に関する調査研究。
3. 料飲業務に携わる社員の資質の向上を図るための講習会などの開催。
4. 会員相互親睦のための行事の開催。
5. その他本会の目的を達成するために必要な事業。

## 第二章 会員

### 第5条(会員)

1. 本会は国際観光ホテル整備法の基準に適合するホテルの料飲業務に従事する責任者及び代理人とする。
2. 1に適合しない場合であっても会員ホテル二社以上の推薦があり、会員及び会員ホテル全社の賛同を得た場合には資格を有することができる。
3. 会友会員(個人)は元北海道B.M.C.役員及び活動に携った者とする。
4. 賛助会員は、料飲関係企業又は団体に所属する者で、会員の推薦を受けた者とする。

### 第6条(入会)

本会に入会するものは会員の賛同を得なければならない。

### 第7条(会費)

1. 本会の例会費はその都度定め、例会時又は事前に納入するものとする。
2. 準会員の例会費は、その都度定める。
3. 本会の年会費は、各社年額3万円とし、毎年5月まで納入するものとする。(上記の会費には全国B.M.C.年会費1万6千円を含むものとする。)
3. 会友会員(個人)の年会費は3,000円とし、毎年5月までに納入するものとする。(特別例会「新春の集い」については招待とする。)
4. 賛助会員の年会費は、12,000円とし、途中入会時の会費は月割りとする。(入会月から年度末とする。)

### 第8条(退会)

会員が退会する場合は、書面にて、会長へ届けなければならない。但し、会費の残額は返還しないものとする。

### 第9条(休会)

会員が休会する場合は、会員からの申し出により役員会の了解を得なければならない。但し、会費納入後の返還はしないものとする。

### 第三章 役員

#### 第9条(役員)

1. 本会に次の役員をおく。
  - (1)会長 1名
  - (2)副会長 2名
  - (3)事務局長 1名
  - (4)会計 1名
  - (5)監査 1名
  - (6)顧問 若干名
  - (7)相談役 若干名
2. 会長及び副会長は総会において会員の中から選任する。
3. 事務局長・会計・監査は会員の中から会長が委嘱する。
4. 顧問・相談役は総会で承認された者とする。

#### 第10条(職務)

1. 会長は本会を代表し会務を行う。
2. 会長は総会を召集し、その議長となる。
3. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
4. 事務局長は本会の事務全般を行う。
5. 会計は本会の会計事務全般を行う。

#### 第11条(任期)

1. 役員任期は3年とし、会員ホテルの輪番制とする。
2. 途中で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

### 第四章 会議

#### 第12条(会議)

1. 本会の会議は例会及び総会と、会長が必要に応じ召集する臨時会とする。
2. 決議を要する議題に関しては会員の二分の一以上賛同を得なければならない。

#### 第13条(例会)

1. 例会は会長が召集し、年三回以上開催する。
2. 例会場は原則として会員ホテルの持ち回りとする。
3. 各市町村毎の地域会議は地域の任意とする。

#### 第14条(総会)

1. 総会は毎年一回開催する。但し、例会と同時に開催する事ができる。

#### 第15条(会計報告)

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

予算・決算に関する報告は、総会において事務局及び役員が行い承認を受けるものとする。第五章 付則

#### 第16条(会則の施行)

本会則の改廃は、会員の過半数を超える同意がなければならない。

#### 第17条(会則の変更)

この会則は平成7年1月26日より施行する。

この会則は平成10年1月19日より改定する。

この会則は平成20年4月1日より改定する。

この会則は平成22年4月1日より改定する。

この会則は令和4年4月19日より改定する。

この会則は令和5年5月17日より改定する。

北海道B.M.C.